

20年4月から 現在の老人保健制度が 「後期高齢者医療制度」に変わります

東京都後期高齢者医療広域連合が運営

20年4月から始まる後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳以上75歳未満で障害認定を受けている方を被保険者とする医療制度です。従来は老人保健制度として、市区町村単位で運営してきましたが、今後は都道府県単位で運営を行うため、保険料率や給付などは、原則として都内で

均一の保険料率に対する軽減措置

これまでの保険料率は、ご加入の保険ごとに異なっていました。また、同じ国民健康保険（以下、国保）であっても、市区町村ごとに保険料率

75歳になられる方へ 老人保健法による 医療受給者証を 交付します

10月1日（20年3月1日に75歳の誕生日を迎えられる方は、翌月1日（1日生まれの方は誕生日）から老人保健法の適用になります。
該当する方へは誕生日（1日生まれの方は誕生日の前月）の月上旬に「75歳になられ

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。これに対し、制度上は次のような軽減措置があります。

保険料の軽減措置

制度上、個人単位で保険料額が減額される措置があります。

ご家族の方が75歳以上の場合の 保険の加入形態

現在75歳以上の方と65歳以上75歳未満で障害認定を受けている方、また今後75歳の誕生日を迎える方は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。それにより、ご家族の中で保険が異なる場合が生じます。

なお、本人の負担割合は原則として前期高齢者の時と同じ割合（1割または3割）となります。また、健康保険の保険料も変わりません。

詳しくは保険年金課高齢者医療係 ☎ 470・7846へ。

市税の納税に ご協力ください

10月1日（月）は、国民健康保険税第3期の納期限です。最寄りの金融機関・郵便局でお納めください。
詳しくは納税課 ☎ 470・7730へ。

世帯の総所得金額等が低い場合、その額に応じて、保険料の均等割額が7割、5割2割のいずれかの率で減額されます。

被用者保険（以下、社保）にご加入の方のうち被扶養者の方は、後期高齢者医療制度への移行後2年間は、保険料の均等割額が5割減額され、所得割額は課されません。

軽減措置の具体的な内容等は、11月に開催予定の広域連合議会の議決を経て決定する保険料率等を定める条例等に基づき、決まります。

広域連合では、後期高齢者医療制度の準備状況や制度の概要について、ホームページ「東京いきいきネット」で

例えば、夫婦2人のうち1人が75歳以上で、もう1人が75歳未満の場合は、それぞれが違つ保険に加入することになります。扶養者が社保から後期高齢者医療制度へ移行する場合は、被扶養者は原則として国保に変わります。逆に

障害福祉サービス

自立支援給付の 継続手続きはお済みですか

18年10月から開始となった自立支援給付の「介護給付」「訓練等給付」は、サービスの種類や障害程度区分によって、支給期間を振り分けています。現在利用している方で、9月30日で支給期間が終了となる方には、継続の案内を送付していますので、期日までに提出してください。提出が遅れた場合、10月1日からの利用ができなくなりますので、ご注意ください。なお、現在利用している方には、支給期間終了の2カ月前を目安に、継続の案内を随時送付します。



詳しくは保険年金課高齢者医療係 ☎ 470・7846へ。

「東京いきいきネット」
ホームページアドレス
<http://www.tokyo-ikiki.net>



国民年金保険料の 納付にはお得な 「前納制度」を

国民年金には、月々の保険料をまとめて払いすることにより、保険料が割引になる前納制度があります。



10月分～来年3月分を前納すると、月々納めていただく場合よりも、690円の割り引きとなり、半年分の保険料額8万4600円が8万3910円になります。

なります。

10月分～来年3月分の前納を希望する場合は、納付案内書につづられている前納用の納付書を添えて金融機関 コンビニエンスストア等の窓口でお支払いいただくか、電子納付も利用することができます。なお、納付期限は、10月31日（水）となりますのでご注意ください。また、現金払いでの前納は、任意の月分～年度末の分を前納することができ、この場合、専用の納付書が必要となりますので、武蔵野社会保険事務所へ請求してください。

求してください。

保険料の追納を ご存じですか

保険料の全額免除や一部免除等の承認を受けた期間や若年者納付猶予、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、保険料の全額を納めた時と比べて、将来受け取れる年金額が少なくなります。

そこで、これらの期間は10年以内であれば、後から保険料を納めること（追納）で、年金額を増額することができます。

なお、保険料の免除や納付猶予、納付特例制度の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に

免除等の承認を受けた年度の保険料を 19年度に追納する場合の額

区 分	全額免除	半額免除
9年度の月分	16,550円	-
10年度の月分	16,310円	-
11年度の月分	15,680円	-
12年度の月分	15,070円	-
13年度の月分	14,500円	-
14年度の月分	13,940円	6,970円
15年度の月分	13,730円	6,860円
16年度の月分	13,540円	6,770円
17年度の月分	13,580円	6,790円
18年度の月分	13,860円	6,930円

保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます（左表を参照）。保険料を追納する場合には、納付書が必要となりますので、電話で武蔵野社会保険事務所へ申し込みをしてください。

前納制度や国民年金保険料について詳しくは同事務所 ☎ 0422・561141へ。

秋の 全国交通安全運動 実施期間 9月21日～30日



高齢者等に配慮した運転を心掛けましょう



自転車は「車」です。歩行者とのすれ違いの際は、必ず徐行して慎重な運転を

秋の全国交通安全運動が9月21日（金）～30日（日）の10日間、やさしさが、走るこの街「この道路」をメインスローガンに展開されます。この運動における重点項目は次の通りです。

高齢者の交通事故防止

外出時には、信号を守ることや横断歩道を渡るなど、交通ルールを家族で確認し合う習慣を付けましょう。

飲酒運転の根絶 飲酒運転の危険性・反社会性や重大な結果をもたらすことなどについて、日ごろから家族で話し合う機会を持ちましょう。

ヘルメット着用の習慣を付けましょう。

シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性和効果について話し合い、正しく着用する習慣を付けましょう。

運転者講習会を 開催します

【日時】9月21日（金）午後7時～8時
【会場】中央図書館視聴覚ホール

【内容】田無警察担当官による交通安全の講話、映画上映

【持ち物】運転者講習カード 当日直接会場へ。

詳しくは田無警察署 ☎ 467・0110または市地域政策課 ☎ 470・7764へ。

は、「介護保険」の利用が優先となります。

利用者負担は原則1割ですが、本人および世帯の住民税課税状況により負担上限額が異なります。

詳しくは障害福祉課 ☎ 470・7747へ。